

安衛法の「雇入時等の安全衛生教育」を！

新入社員等の 安全衛生教育

～未熟練労働者の安全衛生教育～

大阪労働局より、製造業等において経験年数の短い未熟練労働者（パート・アルバイト等を含む）の労働災害が増加していることから、**労働安全衛生法第59条第1項及び第2項（雇入れ時等の安全衛生教育）**の趣旨も踏まえ、未熟練労働者を対象とした安全衛生教育の実施の要請がありました。

この要請を踏まえ、経験年数の短い労働者を対象にした講習会を実施します。

なお、雇入れ時における安全衛生教育を実施しない場合には、法違反となるだけではなく、労働災害が発生した場合には、**安全衛生配慮義務違反**として、民事的な損害賠償責任を負うおそれがあります。（労働契約法第5条）

- 対象者 新規雇入労働者・作業配置換え労働者等経験年数の短い労働者
- 日時 令和8年**4月22日**（水） 9時25分～16時30分
- 会場 エル・おおさか南館（大阪府立労働センター）11階当連合会常設講習会場
大阪市中央区石町2丁目5番3号（地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋駅」から西へ300m）

●内 容

- 安全につながる仕事の基本
 - 職場の安全衛生管理
 - 安全な仕事の進め方
 - 日常生活でも気をつけよう
- 等について、企業で長年安全衛生実務に従事した人気熟練講師が、災害事例等を踏まえ、分かりやすく説明します。



- 講師 大阪労働基準連合会講師 **富田 勉** 氏（写真）
- 「修了証」（薄型プラスチック製カード～顔写真入り～）を交付
- 受講料（テキスト代・消費税を含む）
会員 9,768円 / 一般 13,068円

●申込要領

当会ホームページの「[インターネット予約システム](#)」よりお申し込み下さい。必要書類をアップロードしていただきますと受講票、領収書、請求書がマイページよりダウンロードできます。お申し込み終了後は、受講料金は返金できません。



【公式】LINEはじめました！
友だちになって最新情報を
GETしよう



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関（登録第1号）

公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階

TEL: 06-6942-7401

HP: <https://www.daikiren.or.jp/>